クリーンエネルギー産業振興課関係補助金等の種類等

（別表第１）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金等の名称 | 補助金等の交付目的 | 補助事業等の  種　　　　類 | 補助金等の  率 又は 額等 | 補助事業者 | 申請書提出期限 | 実績書及び精  算書提出期限 | 提出先及び  経 由 機 関 |
| 坑廃水処理事業補助金(義務者存在) | 休廃止鉱山鉱害防止のため  坑廃水処理事業に対し補助  する。 | 坑廃水処理補助事業 | 予算の範囲内で補助対象経費の 1/4以内  （国3/4以内） | 坑廃水処理  事業者 | 当該年度の７月31日まで。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。 | 事業終了の30日以内又は当該予算年度３月31日のいずれか早い日 | クリーンエネルギー産業振興課 |
| 坑廃水処理事業補助金(義務者不存在) | 休廃止鉱山鉱害防止のため  坑廃水処理事業に対し補助  する。 | 坑廃水処理補助事業 | 予算の範囲内で補助対象経費の 1/8以内  （国3/4以内） | 市町村 | 当該年度の７月31日まで。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。 | 事業終了の30日以内又は当該予算年度３月31日のいずれか早い日 | クリーンエネルギー産業振興課 |
| 鉱害防止工事事業補助金(義務者不存在) | 休廃止鉱山鉱害防止のため  鉱害防止工事事業に対し補助する。 | 鉱害防止工事  補助事業 | 予算の範囲内で補助対象経費の 1/8以内  （国3/4以内） | 市町村 | 当該年度の７月31日まで。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。 | 事業終了の30日以内又は当該予算年度３月31日のいずれか早い日 | クリーンエネルギー産業振興課 |
| 電源立地地域対策交付金  （旧水力発電施設周辺地域交付金） | 発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図りもって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するため交付金を交付する。 | 水力発電施設周辺地域交付金事業 | 国から県に交付される交付金の額の範囲内 | 市町村  （注１） | ４月１６日～  　　　　４月３０日  ９月１６日～  　　　　９月３０日 | 事業終了の30日以内又は当該予算年度３月31日のいずれか早い日 | クリーンエネルギー産業振興課 |
| 電源立地地域対策交付金  （旧電源立地等初期対策交付金） | 電源立地等初期対策交付金事業 | 国から県に交付される交付金の額の範囲内 | 市町村  （注２） | 別に定める | 事業終了の30日以内又は当該予算年度３月31日のいずれか早い日 | クリーンエネルギー産業振興課 |
| 電源立地地域対策交付金  （旧電源立地促進対策交付金） | 電源立地促進対策交付金事業 | 国から県に交付される交付金の額の範囲内 | 市町村  （注２） | ４月１６日～  　　　　４月３０日  ９月１６日～  　　　　９月３０日 | 事業終了の30日以内又は当該予算年度３月31日のいずれか早い日 | クリーンエネルギー産業振興課 |
| 石油貯蔵施設立地対策等交付金 | 石油貯蔵施設の設置に伴って市町村が行う防災施設等の整備に対して交付金を交付する。 | 石油貯蔵施設立地対策等交付金 | 国から県に交付される交付金の額の範囲内 | 市町村  （注３） | 別に定める | 事業終了の30日以内又は当該予算年度３月31日のいずれか早い日 | クリーンエネルギー産業振興課 |
| 廃止石油坑井封鎖事業補助金  （義務者不存在） | 原油湧出による鉱害防止のため廃止石油坑井封鎖事業に対し補助する。 | 廃止石油坑井封鎖事業 | 予算の範囲内で補助対象経費の 1/8以内  （国3/4以内）  補助対象期間は国が認めた期間と同じものとする。 | 市町村 | 当該年度の７月31日まで。ただし、知事が認めた場合は、この限りではない。 | 事業終了の30日以内又は当該予算年度３月31日のいずれか早い日。ただし、知事が認めた場合は、この限りではない。 | クリーンエネルギー産業振興課 |
| 坑廃水処理施設エネルギー使用合理化事業補助金(義務者存在) | 坑廃水処理施設におけるエネルギー使用合理化事業に要する経費の一部を補助することにより、費用負担の適正化を図り、もって長期にわたる安定的かつ効率的な坑廃水処理事業の実施を図る。 | 坑廃水処理補助事業 | 予算の範囲内で補助対象経費の 1/4以内  （国3/4以内） | 坑廃水処理  事業者 | 当該年度の７月31日まで。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。 | 事業終了の30日以内又は当該予算年度３月31日のいずれか早い日 | クリーンエネルギー産業振興課 |
| 坑廃水処理施設エネルギー使用合理化事業補助金(義務者不存在) | 坑廃水処理施設におけるエネルギー使用合理化事業に要する経費の一部を補助することにより、費用負担の適正化を図り、もって長期にわたる安定的かつ効率的な坑廃水処理事業の実施を図る。 | 坑廃水処理補助事業 | 予算の範囲内で補助対象経費の 1/8以内  （国3/4以内） | 市町村 | 当該年度の７月31日まで。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。 | 事業終了の30日以内又は当該予算年度３月31日のいずれか早い日 | クリーンエネルギー産業振興課 |
| 風力発電等関連産業参入支援事業補助金 | 風力発電等の建設工事・メンテナンス等に関連する資格取得等に要する経費や、風力発電関連部品を製造する際に必要となる認証等の取得に要する経費、風力発電メンテナンス等関連機器の研究開発等に要する経費、人材確保等に要する経費の一部を補助することにより、県内企業による風力発電等の建設工事・メンテナンスや部品製造等への参入を図る。 | 人材育成支援事業 | 予算の範囲内で補助対象経費の 　1/2以内 | 民間事業者 | 別に定める | 事業終了の30日以内又は当該予算年度３月31日のいずれか早い日 | クリーンエネルギー産業振興課 |
| 部品製造等支援事業 |
| 人材確保等支援事業 |
| 産業用再エネ電力活用モデル事業費補助金 | 自家消費型の発電設備や蓄電池等の設備導入に要する経費の一部を補助することにより、県内企業のエネルギーコスト削減とカーボンニュートラル対応を促進し、競争力の強化を図ることを目的とする。 | 産業用再エネ電力活用モデル事業 | 予算の範囲内で下記のとおり  発電設備  10万円／kW  蓄電池  10万円／kWh  熱供給設備  6万円／1,000kcal/h | 民間事業者 | 別に定める | 事業終了の30日以内又は当該予算年度３月31日のいずれか早い日 | クリーンエネルギー産業振興課 |
| 秋田県洋上風力発電関連先行投資者支援補助金 | 「能代市、三種町及び男鹿市沖」及び「由利本荘市沖」における洋上風力発電事業について、当該事業の実施予定者が撤退を表明したことを受け、先行して設備投資を実施した県内企業を支援することにより、挑戦意欲を維持し、継続的に洋上風力発電関連事業への参入を促進する。 | 洋上風力発電関連先行投資者支援事業 | 予算の範囲内で補助対象経費の 　1/2以内 | 民間事業者 | 別に定める | 事業終了の30日以内又は当該予算年度３月31日のいずれか早い日 | クリーンエネルギー産業振興課 |
| 再エネ導入促進事業費補助金（物価高騰対策臨時交付金事業） | 自家消費型の発電設備や蓄電池等の設備導入に要する経費の一部を補助することにより、県内企業のエネルギーコスト削減を促進し、競争力の強化を図ることを目的とする。 | 再エネ導入促進事業 | 予算の範囲内で下記のとおり  発電設備  10万円／kW  蓄電池  10万円／kWh  熱供給設備  6万円／1,000kcal/h | 民間事業者 | 別に定める | 事業終了の30日以内又は令和９年２月26日のいずれか早い日 | クリーンエネルギー産業振興課 |

（注１）平成１６年文部科学省、経済産業省告示第２号に定める交付規則第２条に規定される「水力発電施設周辺市町村」。

（注２）平成１６年文部科学省、経済産業省告示第２号に定める交付規則第２条に規定される「発電用施設等所在等市町村」。

（注３）昭和５３年通商産業省告示第４３４号に定める「石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則」第４条第２項に適合する市町村。

別表第２　軽微な変更

軽　微　な　変　更

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金等の名称 | 経費の配分の変更  下記に掲げる変更以外の変更 | 事業の内容の変更  下記に掲げる変更以外の変更 |
| 坑廃水処理事業補助金（義務者存在） | 経費の欄に掲げる経費相互間の20％を越える増減 | 事業量の20％を越える増減 |
| 坑廃水処理事業補助金（義務者不存在） | 経費の欄に掲げる経費相互間の20％を越える増減 | 事業量の20％を越える増減 |
| 鉱害防止工事事業補助金（義務者不存在） | 経費の欄に掲げる経費相互間の20％を越える増減 | 事業量の20％を越える増減 |
| 電源立地地域対策交付金 | 費目の欄に掲げる経費相互間の  15％を越える増減 | 個別協議 |
| 石油貯蔵施設立地対策等交付金 | 費目の欄に掲げる経費相互間の20％を越える増減 | 個別協議 |
| 坑廃水処理施設エネルギー使用合理化事業補助金（義務者存在） | 経済産業省「休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金交付要綱（平成30年４月２日）」別表３に準ずる | 経済産業省「休廃止鉱山の鉱害 防止に係るエネルギー使用合理 化事業費補助金交付要綱（平成 30年４月２日）」別表３に準ずる |
| 坑廃水処理施設エネルギー使用合理化事業補助金（義務者不存在） | 経済産業省「休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金交付要綱（平成30年４月２日）」別表３に準ずる | 経済産業省「休廃止鉱山の鉱害 防止に係るエネルギー使用合理 化事業費補助金交付要綱（平成 30年４月２日）」別表３に準ずる |
| 廃止石油坑井封鎖事業補助金（義務者不存在） | 経済産業省「廃止石油坑井封鎖事業費補助金交付要綱（平成15年10月14日）」別表２に準ずる | 経済産業省「廃止石油坑井封鎖事業費補助金交付要綱（平成15年10月14日）」別表２に準ずる |
| 風力発電等関連産業参入支援事業補助金 | 経費の欄に掲げる経費相互間の  20％を越える増減 | 事業量の20％を越える増減 |
| 産業用再エネ電力活用モデル事業費補助金 | 経費の欄に掲げる経費相互間の  20％を越える増減 | 事業量の20％を越える増減 |
| 秋田県洋上風力発電関連先行投資者支援補助金 | － | 事業量の20％を越える増減 |
| 再エネ導入促進事業費補助金（物価高騰対策臨時交付金事業） | 経費の欄に掲げる経費相互間の  20％を越える増減 | 事業量の20％を越える増減 |

別表第３　概算払する補助金

概算払する補助金等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金等の名称 | 補助金等の種類 | 補助事業者 | 概算払いする率又は額 | 交付時期 |
| 坑廃水処理事業  補助金（義務者  存在） | 坑廃水処理補助事業 | (公財）資源環境センター | 当該事業の既済部分が十分の五以上のものについて、当該既済部分に相当する補助金の額の十分の九を限度とする | 請求書受領後３０日以内 |
| 坑廃水処理施設エネルギー使用合理化事業補助金（義務者存在） | 坑廃水処理補助事業 | (公財）資源環境センター | 当該事業の既済部分が十分の五以上のものについて、当該既済部分に相当する補助金の額の十分の九を限度とする | 請求書受領後３０日以内 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

別表第３－２　前金払する補助金

前金払する補助金等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金等の名称 | 補助金等の種類 | 補助事業者 | 前金払いする率又は額 | 交付時期 |
|  |  |  |  |  |

別表第４　処分制限財産の指定

処分制限財産の指定

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助金等の名称 | 財産の区分 | 名 称 | 制限期間 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

別表第５　手続きの一部を省略できる補助金

手続きの一部を省略できる補助金

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金等の名称 | 手続きの省略できる書類 |
| 坑廃水処理事業補助金  （義務者不存在） | 補助事業遂行状況報告書 |
| 鉱害防止工事事業補助金  （義務者不存在） | 補助事業遂行状況報告書 |
| 坑廃水処理施設エネルギー  使用合理化事業補助金  （義務者不存在） | 補助事業遂行状況報告書 |
| 風力発電等関連産業参入支援事業  補助金 | 補助事業遂行状況報告書 |
| 産業用再エネ電力活用モデル  事業費補助金 | 補助事業遂行状況報告書 |
| 秋田県洋上風力発電関連  先行投資者支援補助金 | 補助事業遂行状況報告書 |
| 再エネ導入促進事業費補助金  （物価高騰対策臨時交付金事業） | 補助事業遂行状況報告書 |

別表第６　企業化に努めなければならない補助金

企業化に努めなければならない補助金

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金等の名称 | 補助事業者 |
|  |  |